

ないえちょう しょう ふくしじょうれいかいせつ 奈井江町おもいやりの障がい福祉条例解説

1 条例の目的・基本理念は(第1条・第3条)

この条例は、まちづくり自治基本条例の「まちづくりの原則」である「情報共有」「町民参加」「協働」「人権尊重」の考え方を引き継ぎます。また、基本的な考え方を「基本理念」として定めます。

- 1) 町民共通の目標として、町、町民及び障がいのある人の責務を明らかにします。
- 2) 町及び町民が障がいに対する理解を深めます。
- 3) 障がいのある人もない人も、住み慣れた町で分け隔てなく安心して暮らすことができる、まちづくりを進めます。
- 4) 【平等・人権尊重】障がいのある人もない人も、平等であり、お互いの人権が尊重されます。
- 5) 【理解・権利擁護】障がいのある人もない人も、相互に障がいに対する理解を深め、障がいを理由として差別することや、その他の権利利益を侵害することのないように努めます。
- 6) 【協働・共生】町と町民は、それぞれの自主性を尊重し、障がいのある人もない人も対等な一員として共に暮らすまちづくりを進めます。
- 7) 【自立・参加】障がいのある人も自立に努め、主体的に社会参加し、雇用と就労の機会を増やすなど、必要な支援が受けられるまちづくりを目指します。

ほっかいどうないしちょうそん ぜんこくちょうそん はじめて じょうれい
北海道内市町村、全国町村では初の条例です。

基 本 理 念

1) 平等・人権尊重

障がいのある人もない人も、人として平等であり、お互いが人権を尊重し合うことを基本とし、福祉のまちづくりを目指します。

2) 障がいへの理解促進、権利擁護

障がいのある人もない人も、相互に障がいへの理解を深め、障がいを理由とした差別や虐待などを許さず、理解不足などにより活動を制限し、社会への参加を制約している要因を取り除き、権利利益を侵害することのないように努めます。

3) 協働・共生のまちづくり

協働・共生は奈井江町のまちづくりの基本的な考え方です。障がいのある人もない人もそれぞれの役割と責任に基づく自主性を尊重し、対等なパートナーとして役割を果たし、お互いに理解を深め協力し、障がいのある人の立場に立ち考え、意見・希望を聞くことに努め、共に暮らすまちづくりの実現を目指します。

4) 自立・参加

障がいのある人も地域で生活すること、社会・経済・文化などあらゆる分野の活動に参加する機会と、可能な限り必要な支援、サポートを受けられる社会の実現を目指します。

【参考条文】 奈井江町まちづくり自治基本条例第2条・基本理念

私たち町民は、次の理念を共有して、まちづくりを進めます。

(1) 私たち町民は、お互いを尊重しあいます。

(2) 私たち町民は、お互いを助けあいます。

(3) 私たち町民は、一人ひとりが主体となってまちづくりを行います。

(4) 私たち町民は、まちづくりに対してそれぞれ自分の役割にあった責任を持ちます。

(5) 私たち町民は、まちと町民の将来を考えて、奈井江町を守り育てます。

奈井江町子どもの権利に関する条例第3条・基本理念

町及び町民は、奈井江町の子どもを育てるに当たり、子どもの権利を尊重し、子どもの幸福を追求する権利の保障に努めるものとする。

2 子どもは、その権利が保障され、豊かな人間性を養うことにより、自らを律し、主体的に判断してその責任を果たし、自分らしく生きることが支援される。

3 町及び町民は、すべての子どもが幸福に暮らせる町づくりをめざし、子どもと協働する。

4 町民は、安心して子どもを育てることができるよう支援される。

しょうがいしゃきほんほうだい しょう 障害者基本法第3条

すべ しょうがいしゃ しょうがいしゃ もの ひと きほんてきじんけん きょうゆう こじん そんげん おも そんげん
全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい
せいかつ ほしょう けんり ゆう ぜんてい つぎ かが じこう し はか
生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図らなければならない。

- 1 すべ しょうがいしゃ しゃがい こうせい いちいん しゃがい けいざい ぶんか ほか ぶんや かつどう さんか きかい かくほ
全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 2 すべ しょうがいしゃ かのう かが だれ せいかつ せんたく きかい かくほ ちいきしゃがい たにん ひとびと きょうせい
全て障害者は可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他人の人々と共生する
ことを妨げられない。
- 3 すべ しょうがいしゃ かのう かが げんご しゅわ ふく ほか いしそつう しゅだん せんたく きかい かくほ
全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、
じょうほう しゅとくまた りよう のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

しょうがいしゃ けんり かん しょうやく かやくぶん だい しょういっばんげんそく 障害者の権利に関する条約(仮訳文)第3条 一般原則

こゆう そんげん こじん じりつ みずか せんたく じゆう ふく およ こじん じりつ そんちょう さべつ しゃがい かんぜん
(a)固有の尊厳、個人の自律(自ら選択する自由を含む。)及び個人の自立を尊重すること。 (b)差別されないこと (c)社会に完全
こうかてき さんか およ しゃがい う い にんげん たようせいおよ にんげんせい いちぶ しょうがいしゃ さい そんちょう およ
かつ効果的に参加し、及び社会に受け入れられること。 (d)人間の多様性及び人間性の一部として、障害者の差異を尊重し、及び
しょうがいしゃ う い
障害者を受け入れること。

(e)機会の均等。 (f)施設及びサービスの利用を可能にすること。

だんじょ びやうどう しょうがい じどう はつたつ のうりょく そんちょう およ しょうがい じどう どういつせい ほ じ けんり そんちょう
(g)男女の平等 (h)障害のある児童の発達しつつある能力を尊重し、及び障害のある児童がその同一性を保持する権利を尊重
すること。

2 この条例で使われる言葉の意味は(第2条)

(1) 町民とは、町内に住所を有する人、町内で働く人、町内で学ぶ人、町内で事業を営む法人、町内で活動する法人、団体をいいます。

奈井江町まちづくり自治基本条例第3条の言葉の意味と同様としています。

町民の範囲を広く定めたのは、自治の基本は「住民」が担うこと、暮らしやすい地域社会をつくるためには、住所の有無にかかわらず、奈井江町に関係する人や団体もまちづくりに参加してもらうことが、より良いまちづくりにつながるからです。

(2) 障がいとは、次に掲げるものをいいます。

ア 障害者基本法に規定する身体障害、知的障害、精神障害、発達障害者支援法に規定する発達障害及びその他心身の機能障害で難病及び高次脳機能障害をいいます。

イ アに掲げるもののほか、心身の状態が疾病、傷害その他の事情により、日常生活又は社会生活において相当な制限を受け、他の者と平等に社会参加することが妨げられる状態をいいます。

この条例において、障がい^{しょうがい}をどのように定義^{ていぎ}するか、とても重要^{じゅうよう}な規定^{きてい}です。

アについては、障害者基本法^{しょうがいしやきほんほう}等で定め^{さだ}られた障がい^{しょうがい}及び、難病^{なんびょう}、高次脳機能障がい^{こうじのうきのうしょうがい}を規定^{きてい}し、手帳^{てちょう}や診断書^{しんだんしょ}等により判断^{はんだん}され、関係法令^{かんけいほうれい}、北海道^{ほっかいどう}及び奈井江町^{ないえちょう}の条例^{じょうれい}、規則^{きそく}などにより必要^{ひつよう}な支援^{しえん}を受けることができます。

イについては、アに掲げたもの^{かが}の他^{ほか}、本条例^{ほんじょうれい}では、障害者^{しょうがいしや}の権利^{けんり}に関する条約^{かんじょうやく}において定義^{ていぎ}するように、他の者^{ほかもの}と平等^{びやうどう}に社会参加^{しゃかいさんか}することが妨げ^{さまた}られる状態^{じょうたい}においても障がい^{しょうがい}と規定^{きてい}するもので、障がい^{しょうがい}は誰^{だれ}にでも起こりうる^おとの前提^{ぜんてい}に立ち、固定観念^{こていかんねん}ではなく、時代^{じだい}や環境^{かんきょう}によって変化^{へんか}し、固定^{こてい}できるものでなく幅広^{はばひろ}い人を想定^{そうてい}しています。

障がい^{しょうがい}に関わる施策^{しかく}、社会保障^{しゃかいほしょう}は法令^{ほうれい}等で定め^{さだ}めています。本条例^{ほんじょうれい}においては、障がい^{しょうがい}のある人もない人も、分け隔^わてなく安全^{へた}で安心^{あんぜん}して暮らせる^{あんしん}まちづくり^くを目指^{めざ}しています。

本町^{ほんちょう}の実情^{じつじょう}を反映^{はんえい}するために、社会参加^{しゃかいさんか}やバリアフリー^{かんが}を考^{とき}える時^{かんせつてき}など、間接^{しえん}的な支援^{かんけいほうれい}として関係法令^{かんけいほうれい}により規定^{きてい}される障がい^{しょうがい}の他^{ほか}、疾病^{しつぺい}や傷害^{しょうがい}などにより、日常生活^{にちじょうせいかつ}又は社会生活^{しゃかいせいかつ}において相当^{そうとう}な制限^{せいげん}を受けることで、様々^{さまざま}な事情^{じじょう}により日頃^{ひごろ}気に留め^となかったことでも不自由^{ふじゆう}を感じ、平等^{びやうどう}な社会参加^{しゃかいさんか}が妨げ^{さまた}られる状態^{じょうたい}としています。

あらゆる視点^{してん}から自立^{じりつ}と社会参加^{しゃかいさんか}を制約^{せいやく}している要因^{よういん}を取り除^とき、誰^{だれ}にとっても安心^{あんしん}して暮らしやすい^くまちづくり^{すす}を進める^{しん}ために、障がい^{しょうがい}を幅広^{はばひろ}く規定^{きてい}するものです。

さんこうじょうぶん
【参考条文】

しょうがいしゃ けんり かん じょうやくだい じょうもくてき
障害者の権利に関する条約第1条目的

しょうがいしゃ ちょうきてき しんたいてき せいしんてき ちてきまた かんかくてき しょうがい ゆう もの さまざま しょうへき そうご
障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、様々な障壁との相互
さよう ほか もの びょうどう しゃかいてき かんぜん こうかてき さんか さまた もの ふく
作用によりその他の者と平等に社会的に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのある者を含む。

しょうがいしゃきほんほうだい じょうていぎ
障害者基本法第2条定義

しょうがいしゃ しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい はったつしょうがい ふく ほか しんしん きのう しょうがい いが しょうがい
障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害（以下「障害」
そうしょう もの しょうがいあよ しゃかいてきしょうへき けいぞくてき にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ そうとう せいげん
と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活の相当な制限
う しょうたい もの
を受ける状態にある者をいう。

ほっかいどうしょう しゃじょうれいだい じょうていぎ
北海道障がい者条例第2条定義

じょうれい しょう しんしん じょうたい しっぺい しょうがい ほか じじょう ともな ととき しゃかいかんきょう
この条例において、「障がい」とは、心身の状態が疾病、傷害その他の事情に伴い、その時々々の社会環境
もと のうりよくまた きのう たつ にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ けいぞくてき そうとう
において求められる能力又は機能に達しないことにより、日常生活又は社会生活において継続的に相当な
せいげん う しょうたい
制限を受ける状態をいう。

じょうれい しょう しゃ しょうがいしゃきほんほうだい じょう きてい しんたいしょうがい ちてきしょうがいまた せいしん
2 この条例において、「障がい者」とは、障害者基本法第2条に規定する身体障害、知的障害又は精神
しょうがい もの こうじのうきのうしょうがいしゃあよ はったつしょうがいしゃえんほうだい じょうだい こう きてい はったつしょうがい ふく
障害がある者（高次脳機能障害者及び発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害を含む。）をい
う。

じょうれい しょう じ しょう しゃ さいみまん
3 この条例において、「障がい児」とは、障がい者のうち、18歳未満のものをいう。

3 町の責務（第4条）

町は、この条例の基本理念に基づき、共に安心して暮らすことができるまちづくりの施策を総合的かつ計画的に実施します。

町の責務として、条例の目的を達成するため基本理念にのっとり、全ての人の平等・人権尊重、障がいのある人の社会生活、社会参加に必要な支援と施策の展開、差別をなくし理解を深めることなど、総合的かつ計画的に実施する責務を定めています。

【参考条文】

子どもの権利に関する条例第4条・町の役割

町は基本理念に基づき、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通してその保障に努める。町民の理解を深めるため、積極的に広報活動に努めるものとする。

障害者基本法第6条・国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、法律の目的に規定する社会の実現を図るため、基本原則にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

障害者基本法第7条・国民の理解

国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

4 町民の責務（第5条）

町民は、この条例の基本理念に基づき、地域社会の一員として、障がいのある人もない人も共に暮らすことができるまちづくりに努めるものとします。

町民の責務として、条例の目的を達成するため基本理念にのっとり、障がいのある人もない人も地域社会で対等なパートナーとして、全ての人の平等・人権尊重、障がいのある人の社会生活、社会参加に必要な支援と施策の展開、差別をなくし理解を深めることなど、お互いに協力しながら共に暮らすことができるまちづくりに努めることを定めています。

【参考条文】

奈井江町まちづくり自治基本条例第10条・町民の責任

私たち町民は、一人ひとりが役割を認識し、自分たちのできる範囲でまちづくりに参加するように努め、地域の一人として、お互いに協力しながら、安心して暮らしやすい地域づくりに努めます。

子どもの権利に関する条例第5条・町民の役割

町民は、子どもの権利保障と子どもが幸福に暮らせるまちづくりに努め、保護者は、子どもの育成に第一義的責任を有し、子どもの権利の保障に努めます。（中略）

障害者基本法第8条・国民の責務

国民は、基本原則にのっとり、目的に規定する社会の実現に寄与するように努めなければならない。

5 障がいのある人の責務（第6条）

障がいのある人も自立に努め、社会を構成する対等なパートナーとして主体的な参加に努めるものとします。

障がいのある人の責務として、条例の目的を達成するため、基本理念にのっとり、自立を進め、地域社会で対等なパートナーとして主体的な参加に努めるものとします。

自立とは、社会や他人に頼らずに生きることではなく、自己決定権をもって生活すること、自分の考えで行動することをいいます。

【参考条文】

奈井江町まちづくり自治基本条例第10条・町民の責任

私たち町民は、一人ひとりが役割を認識し、自分たちのできる範囲でまちづくりに参加するように努めます。

私たち町民は、地域の一員として、お互いに協力しながら、安心して暮らしやすい地域づくりに努めます。

障害者の権利に関する条約

障害者にとって、個人の自律（自ら選択する自由を含む）及び自立が重要である。

個人の自律（自ら選択する自由を含む）及び自立を尊重する。

6 平等と人権尊重（第7条）

地域で暮らす全ての人は人として平等であり、障がいのある人の基本的人権を尊重しなければなりません。

障がいのある人の「自立の尊重」、「差別されない」、「社会に受けいられること」、「機会の均等」、「保健・医療・福祉・教育を平等に受け入れられる」、「身体・自由及び安全」、「表現、意見の自由」、「権利の主張」など、人として平等であり、特別な権利ではなく、当然の権利として保障するもので、全ての人権が尊重されます。

【参考条文】

奈井江町まちづくり自治基本条例第7条・人権の尊重

- 1 私たち町民は、町民一人ひとりの人権を尊重することを基本としています。（2～3略）
- 4 町民と町は、障がい者が地域社会の一員として、まちづくりに参加できるように努めます。

子どもの権利に関する条例

子どもの「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の他、町及び町民の役割、子育て支援など

障害者の権利に関する条約・第12条

締結国は、障がい者が全ての場所において法律の前にひととして認められる権利を有することを再確認する。

障害者基本法第1条・目的

この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関

7 理解の促進（第8条）

町と町民は、相互に障がいに対する理解を深めるよう、交流機会の充実、意見の表明、普及啓発その他必要な取り組みが図られるよう努めるものとします。

障がいに対する理解不足、知らないことからの誤解や偏見、差別虐待につながる場合があります。

障がいのある人も暮らしやすい地域にするためには、障がいについて共に考え、理解してもらうことが重要です。

誰もが暮らしやすい地域にするためには、共に考えること、知ること、関わることが理解を深めるうえで大切なことです。

多くの人々が理解や関心を高めるために、誰もが分かりやすい啓発や広報活動、地域住民との交流機会を設け相互の意見を聞くこと、障がいや施設を体験することなど、障がい福祉への関心を高め、理解の推進に努めます。

さんこうじょうぶん
【参考条文】

ほっかいどうしょう しゃじょうれいだい じょう どうみんなど りかい そくしん
北海道障がい者条例第10条・道民等の理解の促進

どう どうみんなど しょう およ しょう しゃ たい りかい ふか ふきゅうけいはつ ほかひつよう そ ち こう
道は、道民等が障がい及び障がい者に対する理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるもの
とする。

しょう しゃ けんり かん じょうやく かりやくぶん だい じょう いしき こうじょう
障がい者の権利に関する条約（仮訳文）第8条 意識の向上

しょう しゃ けんり たい りかい そだ しょう しゃ たい こうていてきにんしきおよ いっそう しゃかいけいはつ そくしん
障がい者の権利に対する理解を育てること、障がい者に対する肯定的認識及び一層の社会啓発を促進する
こと。

8 権利擁護（第9条）

すべての人は、障がいのある人に対し、社会生活や社会参加等において、差別、虐待及び不利益行為を行ってはなりません。

(1) 差別とは、障がいのある人に対し生活を営む上で、あらゆる場面において不当に権利利益を侵害する行為をいいます。

(2) 虐待とは、障がいのある人に対し、身体的暴行や拘束行為、わいせつな行為、放置や養護を怠る行為、暴言や拒絶などの心理的外傷を与える行為及び不当に財産を処分又は不当に財産上の利益を得る行為をいいます。

(3) 不利益な行為とは、障がいのある人に対し、社会生活や社会参加において、障がいを理由として提供を拒み、制限又は条件を付し、強制又は指定する行為をいいます。

障がいのある人に対し差別行為、虐待行為、不利益な扱いをしてはならないことを定めています。
社会生活、社会参加等において、学校、家庭、施設、医療、文化、雇用・就労など、生活を営む上でのあらゆる場面において差別行為等をしてはいけません。

さんこうじょうぶん
【参考条文】

こ けんり かん じょうれい
子どもの権利に関する条例

こ い けんり そだ けんり まも けんり さんか けんり
子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」

ちようおよ ちようみん やくわり こそだ しえん きてい
のほか、町及び町民の役割、子育て支援などを規定しています。

しょうがいしゃきほんほうだい じょう ちいきしゃかい きょうせいとう
障害者基本法第3条・地域社会における共生等

しょうがいしゃきほんほうだい じょう さべつ きんし
障害者基本法第4条・差別の禁止

なんびと しょうがいしゃ たい しょうがい りゆう さべつ ほか けんりりえき しんがい こうい
何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはな
らない。

しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう つうしょう
障害者虐待防止法（通称）

ほうりつ しょう しゃ たい ぎゃくたい きんし ほご じりつ しえん ようごしゃ たい しえん しょう しゃ けんり
この法律は、障がい者に対する虐待の禁止、保護、自立の支援、擁護者に対する支援など、障がい者の権利
りえき ようご もくてき
利益の擁護を目的としています。

しょうがいしゃ けんり かん じょうやく ぜんぶん
障害者の権利に関する条約（前文）

もの たい しょうがい りゆう さべつ にんげん こゆう そんげんおよ か ち しんがい みと
(h)いかなる者に対する障害を理由とする差別も、人間の固有の尊厳及び価値を侵害するものであることを認
めます。

「差別とは」

直接、間接と問わず正当な理由なく、障がいのあることを理由として、経済的、文化的、社会的及びその他あらゆる分野において、障がいのある人を区別や排除、制限することや障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の日常生活や社会生活を営むための必要な配慮を欠いていることをいいます。

福祉サービス、医療、雇用、教育、施設利用や公共交通機関の利用及び情報提供などにおいて、障がいを理由としてサービスの提供の拒否をすること、制限や条件を課すこと、本人の意に反すること、合理的な理由なく強いること、必要な説明を行わないで決めることやその他の不利益な取り扱いをすることなどです

「虐待行為とは」

- 1) 体に外傷が生じ又は、生じるおそれのある暴行又は身体を拘束すること
- 2) わいせつな行為をすること又は、わいせつな行為をさせること
- 3) 衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置及び養護すべき職務上の義務を著しく怠ること
- 4) 著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- 5) 財産を不当に処分することその他不当に財産上の利益を得ること。

「不利益な行為とは」

- 1) 福祉サービス、医療の提供を拒んだり、制限や条件をつけること
- 2) 施設等の入居を強制すること
- 3) 商品の販売、サービスの提供、公共施設・公共交通の利用を拒んだり、制限や条件をつけること
- 4) 労働者の募集や雇用する場合に採用を行わなかったり、労働条件、配置など制限や条件をつけること
- 5) 必要な説明を行わず就学させるべき学校を指定すること
- 6) 情報提供を求められた場合に、情報の提供を拒み、制限や条件をつけること

【参考条文】

北海道障がい者条例第20条・障がい者への配慮

北海道障がい者条例第21条・虐待の禁止

道及び道民等は、障がい者に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。障がい者へ暴行を加える、わいせつな行為、放置や監護を怠る、著しい心理的外傷を与える、不当な財産処分や財産上の利益を得ること。

障害者虐待防止法第3条・障害者に対する虐待の禁止

何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

児童虐待防止法、高齢者虐待防止法など

9 暮らしやすい地域づくり(第10条)

町と町民は、障がいのある人も暮らしやすい日常生活や社会生活を営むことができるよう、社会的な障壁の除去について、合理的配慮に努めます。

障がいのある人は日々暮らしづらさを感じながら生活しています。障がいのある人が暮らしやすいまちは、誰にとっても暮らしやすいまちです。全ての人が安全で安心して生活できるためのバリアフリーに努めるものとしています。

1 社会的な障壁とは、日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような、物事、制度、習慣、観念その他一切のものをいいます。

公共施設、公共交通機関、情報の提供

不動産の取引

医療、リハビリテーションの提供

商品の販売、サービスの提供

労働の募集、採用、労働条件の決定

教育、療育の機会

2 合理的配慮とは、障がいの有無にかかわらず、実質的に同等の日常生活又は、社会生活を営むことができるようにするため、障がいのある人の意見、要望を聞きながら費用や労力の負担がかかりすぎない範囲でバランスの取れた必要な配慮を行うことをいいます。

さんこうじょうぶん
【参考条文】

しょうがいしゃけんりじょうやく だい じょう
障害者権利条約・第2条

ごうりてきはいりょ しょう しゃ た もの びょうどう じんけんおよ きほんてきじゆう きょうゆう また こうし
合理的配慮とは、障がい者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使すること
かくほ ひつよう てきとう へんこうおよ ちょうせい とくてい ばあい ひつよう
を確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、か
きんこう しつ また かど ふたん か
つ均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

ほっかいどうしょう しゃじょうれいだい じょう しょう しゃ はいりょ
北海道障がい者条例第20条・障がい者への配慮

どうおよ どうみんなど がっこう こうきょうこうつうきかん しょくば ほかしょう しゃ せいかつ ひつよう ば ごうりてきはいりょ
道及び道民等は、学校、公共交通機関、職場その他障がい者が生活するために必要な場において合理的配慮
しょう しゃ しょう ひと じっしつてき どうとう にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな
(障がい者が、障がいのない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるようにするた
めに必要な配慮をいう。)に努めるとともに、さべつ ふりえき とりあつか
めに必要な配慮をいう。)に努めるとともに、差別や不利益な取扱いをしてはならない。

10 自立と社会参加のための支援（第11条）

町と町民は、障がいのある人の自立した社会生活のため、子育て、教育、就労、社会活動及びその他のあらゆる分野の活動に平等に参加することを協働で推進するように努めるものとします。

2 町と町民は、全ての子どもたちの人権を尊重し、共に育ち共に学ぶことができる保育及び教育環境の整備に努めるものとします。

3 福祉サービス事業者は、提供する福祉サービスの質の向上と適切な支援の実施に努めるものとします。

障がいのある人が自立した生活のために、様々な支援と地域住民の理解と協力は欠かせません。障がいを理由として差別されることなく、子育て、教育、文化、社会、経済、その他あらゆる分野の活動に平等に参加する権利が認められ、共に助け合い町と町民が協働で推進することを定めています。子育て、教育は、未来への投資であり全ての子どもたちのが分け隔てなく、共に学び育つ環境整備が必要です。

【参考条文】

奈井江町まちづくり自治基本条例第6条・協働

町と町民は、それぞれの自主性を尊重し、お互いに補い合う協働のまちづくりを進めることを基本とします。

1.1 情報の共有（第12条）

町と町民は、障がいに対する知識及び理解を深めるため、相互に連携し情報の共有に努めるものとします。

障がいへの理解を深めるため、町が保有する情報、町民が保有する情報、障がいのある人が保有する情報の提供や交換を通じて、意思疎通を図ることが大切です。

まちづくり自治基本条例では、町民の知る権利を定め、町が保有する情報を積極的に公開することを定めています。

【参考条文】

奈井江町まちづくり自治基本条例

【情報の共有】まちづくりについての情報は、町民の共有財産であり、町民、町議会、町がお互いに情報を共有することを基本とします。

【知る権利】私たち町民は、まちづくりに関する情報を知る権利があります。

【情報の公開】町は、町民の知る権利を保障するため、町が保有する情報を積極的に公開します。

【個人情報の保護】町は、町民の基本的な人権を守るため、町が保有する個人情報を保護します。

北海道障がい者条例第7条・情報の提供

道及び障がい者に係る情報を有するものは、情報の保護に留意するとともに、相互に連携し、その責任と能力に応じて暮らしやすい地域づくりを推進するために、障がい者が必要とする情報の提供に努めるものとします。

12 障がいのある人と家族に対する配慮 (第13条)

町と町民は、障がいのある人と家族に対して、地域で安全で安心して暮らすために、必要な配慮及び支援に努めるものとします。

障がいのある人やその家族の多くは、地域において安全で安心して暮らすことを望んでいます。

障がいのある人やその家族は、福祉、子育て、教育、保健、医療、就労など様々なサービスや支援を必要とするなど、多くの困難を抱えています。

地域で安全で安心して暮らすため理解を深め、誤解や偏見がない様に日常生活や共に支え合うための活動、見守り活動などの支援に努めると共に、プライバシーにも十分配慮しなければなりません。

【参考条文】

障害者の権利に関する条約・前文(X)

家族が、社会の自然かつ基本的な単位であること並びに社会及び国家による保護を受ける権利を有することを確信し、また、障がい者及びその家族の構成員が、障がい者の権利の完全かつ平等な享有に向けて家族が貢献することを可能とするために必要な保護及び支援を受けるべきであることを確信し、・・・

北海道障がい者条例・第17条 障がい者家族に対する配慮

道は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、障がい者の家族に対して必要な配慮をしなければならない。

13 支援(第14条)

町は、障がい福祉に関わる全ての人、関係機関、団体及び事業者と密接な連携を図り、障がいのある人及び家族、障がい者施設への支援体制の充実に努めるものとします。

2 保健、医療、福祉、教育、就労、文化、住宅、交通、防犯及び防災などの分野に関わる団体や事業者は、町及び関係機関との連携を図り、必要な支援に努めるものとします。

3 町民は、町や障がい者福祉に関わる関係機関及び関係団体との連携を図り、地域全体で障がいのある人及び家族、障がい者施設への必要な支援に努めるものとします。

4 町及と町民は、障がいのある人を雇用する事業所等を積極的に活用するなどの支援に努めるものとします。

町は、障がい福祉サービスの提供事業者、障がい者関係団体が実施するサービスとボランティア団体や町内会等が行うサービスを、障がい者のニーズに即した支援が行えるよう、総合調整に努めることとしています。

また、これらの総合調整は、保健、医療、福祉、教育、就労、文化、住宅、交通、防犯、防災など障がいのある人の社会生活や社会参加など幅広いニーズと、各種サービスを有機的に結びつけることが必要です。

これらの重要な役割を担う、町民、ボランティア、関係団体などの活動における今後の連携の推進を図ることとしています。

また、障がいのある人を雇用する事業所等の製品を購入するなど、積極的な活用をすすめることが支援につながります。

さんこうじょうぶん
【参考条文】

ないえちやう じちきほんじやうれいだい じやう きやうどう
奈井江町まちづくり自治基本条例第6条・協働

ちやうみん ちやう じしゅせい そんちやう たが おぎな きやうどう すす きほん
町民と町は、それぞれの自主性を尊重し、お互いに補う協働のまちづくりを進めることを基本とします。

しやうがいしゃきほんほうだい じやう しさく きほんほうしん
障害者基本法第10条・施策の基本方針

しやうがいしゃ じりつおよ しゃかいさんか しえんなど しさく しやうがいしゃ せいべつ ねんれい しやうがい じやうたいおよ せいかつ じったい
障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態
おう ゆうきてきれんけい もと そごうてき さくてい
に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定されなければならない。

くにおよ ちほうこうきやうだんたい しやうがいしゃ じりつおよ しゃかいさんか しえんなど しさく こう あ
2 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、
しやうがいしゃ ほか かんけいしゃ いけん き いけん そんちやう つと
障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するように努めなければならない。

ほっかいどうしやう しゃじやうれいだい じやう しやう しゃ く ちいき きほんししん しちやうそん じっし
北海道障がい者条例第23条・障がい者が暮らしやすい地域づくり・基本指針(市町村が実施するこ
のぞ じこう
とが望ましい事項)

そうだんしえんたいせい かくほ じりつしえんきやうぎかい せっち しやう しゃ しえん かん ちいきしげん じったいはあく
(1) 相談支援体制の確保 (2) 自立支援協議会の設置 (3) 障がい者の支援に関する地域資源の実態把握
しやう しゃ しえんたいせい しゅうろうしえん かん しやう しゃ たい く かいしやう
(4) 障がい者の支援体制 (5) 就労支援に関すること (6) 障がい者に対する暮らしづらさの解消を
はか いいんかい
図る委員会など

こくなど しやうがいしゃしゅうろうしせつなど ぶっぴんなど ちやうたつ すいしんなど かん ほうりつ しやうがいしゃゆうせんちやうたつすいしんほう
国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)

くに ちほうこうきやうだんたいなど そっせん しやうがいしゃしゅうろうしせつなど ぶっぴんなど ちやうたつ すいしん ひつよう そち
は、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう、必要な措置
こう しょう しゃ じりつ そくしん し もくてき へいせい ねん がつ にち しこう
を講じることで、障がい者の自立の促進に資することを目的としています。平成25年4月1日から施行さ
れます。

1 4 雇用及び就労支援（第15条）

町と事業主は、障がいのある人の適性、事業内容などを勘案して、雇用の促進に努めるものとします。

2 町と事業主は、障がいを理由に採用の拒否、解雇及び賃金などの労働条件において不利益又は不当な扱いを行わないように努めるものとします。

障がいのある人が地域で生き生きと暮らすためには、就労の確保が大切であり、町、事業者、関係機関、関係団体が連携し、雇用の確保、就労への支援をすることが必要です。

【参考条文】

北海道障がい者条例第28条・就労支援に関する施策

道は、障がい者の希望と適正に応じ、障がい者が雇用契約に基づき就労することが可能となり、及び福祉的就労関係事業所における工賃の水準の向上その他必要な環境が整備されるよう、企業、関係行政機関その他関係者との連携及び協力により、必要な施策を講じなければならない。

障害者の雇用の促進等に関する法律

この法律は、障がい者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置その他障害者がその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もつて障害者の職業の安定を図ることを目的としています。

1.5 相談支援体制（第16条）

町は、障がいについての理解の促進及び障がいのある人への権利侵害、虐待行為及び不利益な行為に関する相談に応じ、必要な措置を取るものとします。

2 町は、障がいのある人及びその家族、その他の関係者からの各種の相談に総合的に応じるよう、関係機関、事業者、関係団体及びその他の関係者と連携し、必要な相談支援体制整備を図るよう努めるものとします。

障がいのある人やその家族、関係者は、安心して生活を送ることができるよう、町及び関係機関、事業者等が有機的に連携できる相談支援体制を整備します。

【関係条文】

障害者基本法第23条・相談等

国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が適切に行われ又は利用されるようにしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの各種相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係機関相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族に対し、障害者の家族がお互いに支えあうための活動の支援その他の支援を適切に行うものとする。

北海道障がい者条例第23条・障がい者が暮らしやすい地域づくり・基本指針（市町村が実施することが望ましい事項）

(1)地域で暮らす障がい者に対する相談支援体制の確保に関すること

子どもの権利に関する条例第16条・救済

子どもの権利の侵害その他の不利益を受けた場合、迅速かつ適切な救済を組織的に行い、その権利の回復に努めます。

16 協議会の設置（第17条）

町は、この条例の目的達成のため、奈井江町障がい者地域自立支援協議会を置きます。

町は、この条例の目的を達成するために、障がいのある人もない人も地域で共に暮らすための施策や総合的計画の検討、協議、策定のための委員会を設置します。

障害者基本法第34条第4項の規定に基づき設置されている「奈井江町障がい者地域自立支援協議会」が充たるものとします。

【参考条文】

障害者基本法第34条第4項・地方障害者施策推進協議会

市町村は（指定都市を除く）は、条例で定めるところにより、地方障害者施策推進協議会をおくことができる。